官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

詔書

日本国憲法第七条及び第五十二条並びに国会法第一条及び第二条によって、令和八年一月二十三日に、国会の常会を東京に召集する。

御名御璽

令和八年一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗